手数料納付書請求書（宅建士新規登録・宅建士登録移転）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請予定者住所 | （〒　　－　　　） |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 登録番号（新規の場合は合格者番号） |  |
| 移転の理由 |  |

次の手数料納付に必要な納付書を送付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必要な納付書の種類（□にチェックを入れる） | □ | 宅地建物取引士新規登録（37,000円） |
| □ | 宅地建物取引士登録移転（宅建士証なし）（8,000円） |
| □ | 宅地建物取引士登録移転（宅建士証あり）（登録移転8,000円＋宅建士証交付4,500円）（注）現在有効な宅建士証（主任者証）をお持ちの方に限ります。 |

※送付先住所，氏名を明記し，必要な額の切手を貼付した返信用封筒（長型３号サイズ以上）を同封してください。切手については長型3号（定型）の場合は84円，それより大型の封筒（定型外）の場合は120円。

なお，定型封筒の場合は，納付書をミシン目で折り曲げた状態での封入となります。

○提出先（申請予定者の住所地を管轄する事務所に提出してください。）

・宅建士新規登録

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管轄区域 | 事務所名 | 所在地 |
| 県外 | 広島県土木建築局建築課　宅建業グループ | 〒730-8511　広島市中区基町10-52 |
| 県外広島市，大竹市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡 | 西部建設事務所　建設業課 | 〒732-0816　広島市南区比治山本町16-12 |
| 呉市 | 西部建設事務所呉支所管理課 | 〒737-0811　呉市西中央1-3-25 |
| 竹原市，東広島市，豊田郡 | 西部建設事務所東広島支所管理課 | 〒739-0014　東広島市西条昭和町13-10 |
| 三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡 | 東部建設事務所　管理課 | 〒720-8511　福山市三吉町1-1-1 |
| 三次市，庄原市 | 北部建設事務所　管理課 | 〒728-0013　三次市十日市東4-6-1 |

・宅建士登録移転（他県→広島県）

　広島県土木建築局建築課　宅建業グループ　〒730-8511　広島市中区基町10-52